

各部隊の長

各機関の長

殿

海上幕僚長

(公印省略)

若年定年等隊員となる隊員に対する職業訓練等について（通達）

標記について、別紙のとおり実施されたい。

添付書類：1 別紙

2 防人育第4599号（令和4年3月18日）

写送付先：部内全般

文書管理情報				
文書管理者	海幕援護業務課長		開示	部分開示
一元的管理に責任を有する者	海幕援護業務課長	作成時	○	不開示
分類	就業援助・就職援助・退職管理の業務処理に関する文書	区分：1 2 3 4 5 6		
作成年月日	2022.3.24.	理由：		
取得年月日				
保存期間	10年			
保存期間満了日	2032.3.31			
本紙を含め	1枚			
配布先	一 編所			

若年定年等隊員となる隊員に対する職業訓練等実施要領

1 趣 旨

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）第8条（同条中自衛隊法附則第6項の改正規定を除く。）の施行の日（令和5年4月1日）以降に若年定年等隊員となる隊員に対する職業訓練等について、添付書類2により実施が可能となったことから、必要な事項を定めるものである。

2 対象範囲

令和5年4月1日前において一般定年等隊員である隊員のうち、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に若年定年等隊員として退職することを予定している隊員（以下「対象隊員」という。）

3 実施要領

（1）全 般

対象隊員の職業訓練等については、隊員の退職管理業務について（通達）（海幕援第130号。29. 5. 26）（以下「退職管理通達」という。）を準用するものとする。

（2）職業訓練等

退職管理通達別冊に示す施策のうち、対象隊員が希望する次に示す職業訓練等については、規定又は基準等の範囲内で参加させることができる。

- ア 職業適性検査
- イ 職業訓練
- ウ 退職管理教育
- エ 進路相談
- オ 定年前異動

4 就職の依頼等

就職の依頼等に関する事務処理は、令和5年4月1日まで実施してはならない。ただし、就職の援助に資する施策に反映させることを目的に、退職管理通達別冊第5第1項第5号アに規定する再就職希望等に関する事前調査は実施する。

5 その他

この通達の実施に関し必要な細部については、海上幕僚監部人事教育部長が定める。